

## (別記1) 農業生産地球温暖化対策事業

### 第1 事業内容

農業生産地球温暖化対策事業（以下「温暖化対策事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 地球温暖化防止策

##### (1) 土壌が有する地球温暖化防止機能の活用

###### ア 土壌由来温室効果ガス・土壌炭素調査事業（全国推進事業）

我が国の農地及び草地土壌が有する炭素貯留効果及び温室効果ガス排出量の実態を把握し、土壌が有するこれらの機能を効果的に活用するため、次に掲げる取組を行うものとする。

###### (ア) 全国農地土壌炭素調査

全国各地の農地及び草地における土壌炭素の含有量等を調査する。

###### a 定点調査

全国の生産の用に供されているほ場、牧場等の中から長期にわたって継続的に測定することが可能な観測点として選定された定点において、土層の仮比重、全炭素、全窒素等を継続的に測定する。また、併せて、生産者、管理者等に対し、水管理、有機物管理、耕うん等の土壌管理の現状等についてアンケート調査を実施する。

###### b 基準点調査

管理手法を固定して長期にわたって継続的に測定することが可能な全国の研究機関の試験ほ場等の中から土壌の分布・性質、気候、地形等の立地条件等を勘案して一般的な観測点として選定された基準点において、栽培品種や有機物投入量などの管理手法を次のとおり固定して、土層の仮比重、全炭素、全窒素等を測定する。

###### (a) 栽培品種

水田にあつては、夏作は水稻、冬作は当該ほ場周辺地域の慣行作物を栽培するものとし、畑にあつては、当該ほ場周辺地域の作付体系を参考にして決定するものとする。

###### (b) 有機物投入量

農地においては、①化学肥料単用、②有機物施用、③土壌炭素貯留（木炭等の土壌改良資材施用、不耕起栽培等）をそれぞれ設定するものとする。

草地においては、有機物施用を基本として設定するものとする。

###### (イ) 営農活動による炭素貯留量調査

炭素貯留効果の高い営農活動がもたらす環境保全効果等の便益及びそのために必要な費用等を定量的に評価するため、実証ほを設置し、土壌中の全炭素、全窒素、営農活動の収益性、労働時間等を調査する。また、必要に応じて、たい肥等の有機物資材中の炭素含有量や二酸化炭素等の温室効果ガスの発生量を調査する。

(ウ) 有機質資材施用に伴う一酸化二窒素等発生量調査

我が国の温室効果ガスインベントリにおける有機質資材施用に伴う一酸化二窒素等の温室効果ガスの排出係数を設定するため、農地土壌から発生する一酸化二窒素等の温室効果ガスの発生量を調査する。

(エ) 海外調査の実施

京都議定書の第1約束期間に農地土壌を吸収源対策として選択している国や農地土壌の炭素貯留に関心の高い国に対して、調査員を派遣し、当該国の温室効果ガスインベントリ報告書に基づく農地土壌の温室効果ガス排出量算定方法、炭素貯留に効果の高い営農活動の取組状況、炭素貯留に関する研究動向等を調査する。

(オ) 土壌調査研修

(ア) の調査を行う者を対象として、調査に必要な知識の習得や調査分析法等の技術向上のため、研修を実施する。

(カ) 実証成果・技術研修

(ア) から (エ) までの調査成果、農地から発生する温室効果ガスの削減技術等の普及のため、全国で研修を実施する。

(キ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(2) 施設園芸の温室効果ガス排出削減対策

ア 先進的省エネルギー加温設備等導入事業（地区推進事業）

施設園芸由来の温室効果ガスの排出量を削減させるため、施設園芸の省エネルギー化に必要な設備を導入する事業実施主体に対してその経費を補助するものとする。

(ア) 対象設備

要綱別表第1の事業内容欄の1の(1)の生産局長が別に定める設備は、次に掲げるa及びbを組み合わせた設備とする。

ただし、既にa又はbのいずれかの設備を導入している場合にあつては、導入していない設備を導入し、組み合わせるものとする。

a 先進的省エネルギー加温設備

(a) ハイブリッド加温設備

従来の石油燃料焚き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備(木質ペレット・チップ・薪を燃料とする加温設備をいう。以下同じ。)を組み合わせた設備。ただし、石油燃料焚き加温機は、補助対象外とする。

(b) 木質バイオマス利用加温設備

b 高断熱被覆設備

(a) 外張多重化設備

i 温室(ガラス温室及びハウスをいう。以下同じ。)の保温性を高めるため、外張を多重化するための設備。

なお、附帯設備として、外張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあつては、送風機及び送風に必要な設備を含む。

ii iと一体的に導入する温度センサー及び制御装置

(b) 内張多層化設備

- i 温室の保温性を高めるため、内張を多層化するための設備。ただし、開閉又は巻き上げ装置を同時に導入する場合に限る。  
なお、附帯設備として、内張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあつては、送風機及び送風に必要な設備を含む。
- ii i と一体的に導入する温度センサー及び制御装置

(イ) 対象品目

対象品目は、温室で栽培する野菜、果樹及び花きとする。

イ 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業（全国推進事業）

施設園芸において省エネルギー・省資源型の生産体系への転換を加速させるため、公的試験研究機関と民間メーカーが共同で取り組む新たな省エネルギー技術等の開発・改良及び実証（以下「省エネルギー新技術等の共同実証」という。）について、次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援検討委員会（以下「支援検討委員会」という。）の開催

支援検討委員会においては、次に掲げる検討等を行うものとする。

- a 省エネルギー新技術等の共同実証に係る公募課題の検討
- b 省エネルギー新技術等の共同実証に係る申請内容の審査
- c その他省エネルギー新技術等の共同実証の支援に必要な事項の検討

(イ) 省エネルギー新技術等の共同実証に係る課題の公募及び申請計画の承認

(ウ) 省エネルギー新技術等の共同実証に要する経費の助成

(エ) 省エネルギー新技術等の共同実証に係る現地確認の実施

(オ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

## 2 地球温暖化適応策

(1) 地球温暖化戦略的対応体制確立事業（全国推進事業）

地球温暖化の農業への影響を回避・軽減し、生産量・品質を安定・回復させるため、地球温暖化適応策の全国的な推進体制を整備するとともに、産地診断、技術指導等による産地の取組を支援する次に掲げる取組を行うものとする。

ア 地球温暖化戦略的対応体制確立検討委員会（以下「対応体制確立検討委員会」という。）の開催

対応体制確立検討委員会においては、次に掲げる検討を行うものとする。

(ア) 温暖化適応策に係る情報の収集方法及び分析方法の検討

(イ) 温暖化適応策に係る情報の提供方法の検討

(ウ) 温暖化の影響を受けている産地への現地調査・助言指導方法等の検討

(エ) その他温暖化適応策の推進のために必要な事項の検討

イ 温暖化適応策に係る現地情報の収集及び分析

ウ 温暖化適応策に係る農業者等に対する情報の提供

エ 専門家からなるサポートチームによる現地調査・助言指導等の実施

オ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

## 第2 事業実施主体

- 1 要綱別表第1の事業実施主体欄の1の(6)のその他農業者の組織する団体とは、農業者により構成される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 2 要綱別表第1の事業実施主体欄の1の(7)の協議会とは、農業協同組合、地方公共団体等により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 3 要綱別表第1の事業実施主体欄の2の(1)の民間団体とは、民間企業、特定非営利活動法人、独立行政法人及び国立大学法人とする。  
ただし、同表の事業種類欄の1の(2)のイ及び2の事業については、民間企業及び特定非営利活動法人とする。
- 4 要綱別表第1の事業実施主体欄の2の(2)の任意団体とは、本事業を全国的な視点で公平かつ効果的に取り組むことができる団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 5 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づく取組の着実な推進に努めるものとする。なお、第1の1の(2)のアの事業の事業実施主体は、補助金交付を申請するまでに、受益農家から点検シート(農業環境規範に係る生産局長通知別記様式1に規定する点検シート)の提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。
- 6 地区推進事業にあつては、受益農家が事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ることなどにより、3戸以上となるように努めるものとする。

## 第3 採択要件

- 1 成果目標  
要綱第4の1の生産局長が別に定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 2 目標年度  
要綱第4の1の目標年度は、次に掲げる年度とする。
  - (1) 地区推進事業にあつては、事業実施年度の翌々年度
  - (2) 全国推進事業にあつては、事業実施年度ただし、要綱附則2により廃止された農業生産地球温暖化総合対策事業実施要綱

(平成20年4月1日付け19生産第9734号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業として、平成21年度までに実施した場合であって、温暖化対策事業として引き続き事業を実施する場合にあつては、なお従前の目標年度とする。

### 3 事業の対象地域

地区推進事業により導入する設備は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の第1項の規定による農業振興地域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条の第1項の規定による生産緑地地区に設置するものとする。

### 4 その他の審査基準

要綱第4の3の生産局長が別に定める審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画の内容が温暖化対策事業の成果目標に沿っていること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (3) 地区推進事業にあつては、次に掲げる項目を満たすこと。

ア 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達・償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

イ 導入する設備が成果目標の達成に直結するものであること。

ウ 導入する設備の規模及び能力が、対象品目、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

エ 導入する設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、導入する設備の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

オ 導入する設備を設置する既存の温室は、原則として、当該設備と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有すること。

カ 受益農家は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート(『「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」、「施設園芸省エネルギー資材・設備等の格付認定について」及び「施設園芸省エネルギー型栽培の推進方向について」について』(平成20年3月31日付け19生産第9343号農林水産省生産局長通知)に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」をいう。)を利用して省エネルギー生産管理を実施することが確実に見込まれること。

キ 事業実施主体の燃油利用加温面積が1.5ヘクタール以上又は園芸施設における年間の燃油使用量が100キロリットル以上であること。

- (4) 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業にあつては、省エネルギー新技術等が次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 省エネルギー新技術等の導入前と比較して、おおむね30%以上の省エネルギー効果が見込まれること。

イ 省エネルギー新技術等の導入コストの回収が、おおむね5年間程度で可能と見込まれること。

ウ 省エネルギー新技術等の普及が、おおむね2年間程度で可能と見込まれること。

## 第4 事業実施手続

### 1 事業実施計画の提出及び承認

(1) 事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業実施計画を別記様式1-1号により、全国推進事業にあつては生産局長、地区推進事業にあつては地方農政事務所を經由し（地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接）、地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」）という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、生産局長が別に定める公募要領により選定された者の当該選定時の事業実施計画については、要綱第6の1の承認を受けたものとみなす。

(2) 地区推進事業の事業実施主体は、(1)の提出を行う場合、必要に応じて、あらかじめ関係する市町村及び都道府県と調整を図るものとする。

(3) 地区推進事業の事業実施主体は、(2)の調整結果について、(1)の提出に併せて地方農政局長等に報告するものとする。

### 2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の第1項に基づく交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

(2) 事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長等（全国推進事業及び北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1-2号により地方農政局長等に届け出るものとする。

(3) (2)により交付決定前に着手する場合にあつては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、生産環境総合対策事業推進費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第10203号農林水産事務次官依命通知）第4の1の規定による申請書に着手の年月日及び交付決定前の着手届の文書番号を記載するものとする。

(4) 事業実施主体が(2)により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導する。

### 3 管理運営

地方農政局長等は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

## 第5 助成

- 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

また、全国推進事業にあつては、他の国、地方公共団体又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)第42条の第2項に規定する特例民法法人、その他の団体からの公金を財源とした補助金等の交付を受けている事業及び温暖化対策事業による成果について、その利用を制限し、公益の利用に供しない事業については、補助対象としないものとする。

- 2 地区推進事業の補助対象経費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な価格により算定するものとする。また、経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

- 3 地区推進事業の補助対象経費は、第1の1の(2)のアに掲げる設備の導入に係る経費とする。なお、設備の導入による温室及び既存設備の更新等の経費は含まないものとする。

- 4 全国推進事業の補助対象経費は、別表第2に掲げる温暖化対策事業に直接に要する経費であつて、温暖化対策事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

また、特別会計等を設けるなど、経理を区分した上で、別表第2に掲げる費目ごとに整理するものとする。

## 第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、要綱第8の1に基づき、事業の実施状況を別記様式第1-3号により、事業実施年度の翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第7 事業の評価

- 1 事業実施主体による評価

事業実施主体は、要綱第9の1の規定に基づき自ら行った評価結果を、別記様式第1-4号によりとりまとめ、次に掲げる期限までに、地方農政局長等に報告するものとする。

- (1) 地区推進事業にあつては、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、その翌年度の5月末日まで
- (2) 全国推進事業にあつては、事業実施年度の翌年度の5月末日まで

## 2 地方農政局等による評価

- (1) 地方農政局長等は、1の報告について、関係部局で構成する検討会を開催し、評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているか否かに留意し、評価するものとする。その際、地方農政局長等は、社会情勢の変化等を踏まえ、成果目標に対する進捗に加え、事業実施計画の適正性等も含め、総合的な評価を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、成果目標が達成されていない、又は、成果目標に対する進捗に著しい遅れがあると判断した場合には、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

なお、地区推進事業において、目標年度に成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、別記様式第1－5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を2年間延長し、再度、1の評価を実施し、地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、1の報告について、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度事業評価を実施するよう指導するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、天災等、事業実施主体の責によらない要因により、事業実施計画で定めた方法による事業評価の実施が困難と判断した場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体に指導するものとする。指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で1の評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、(1)の評価の結果(全国推進事業を除く。)を取りまとめ、目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に報告するものとする。

## 3 事業評価検討委員会

- (1) 生産局長は、温暖化対策事業の関係者以外の者で構成する事業評価検討委員会を開催するものとする。
- (2) 生産局長は、事業の評価結果(2の(5)の評価の結果を含む。)について、事業評価検討委員会の意見を聴取した上で、評価の結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法等についても意見を述べることができる。

## 4 事業成果等の活用

### (1) 事業成果等の提出

全国推進事業の事業実施主体は、補助事業が終了したとき(補助事業の中止又は廃止を含む。)は、事業成果に係る報告書、成果の基礎となるデータ等を書面及び電子媒体により生産局長へ提出するものとする。

### (2) 事業成果等の公表

全国推進事業の事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。

事業成果等の公表に際しては、温暖化対策事業の成果であることを明記するものとし、公表した資料については、速やかに生産局長へ提出するものとする。

(3) 事業成果等の普及

事業実施主体は、国が温暖化対策事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

(4) 事業成果等の帰属

本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、(2)の公表後は第三者の使用を妨げないものとする。

## 第8 その他

### 1 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、温暖化対策事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、温暖化対策事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

### 2 農業共済等の積極的活用

地方農政局長等は、温暖化対策事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入を指導するものとする。

別表第1（第3の1関係） 温暖化対策事業の成果目標基準

事業名	成果目標	成果目標の基準
土壌由来温室効果ガス・土壌炭素調査事業	炭素貯留量の計測、温室効果ガスの排出量削減	土壌炭素貯留量及び温室効果ガス排出活動量インベントリデータの整備
先進的省エネルギー加温設備等導入事業	温室効果ガスの排出量削減	温室効果ガス排出量のおおむね50%以上の削減
施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業	温室効果ガスの排出量削減	おおむね30%以上の省エネルギー効果を有し、導入コストの回収がおおむね5年間程度である省エネルギー新技術の確立
地球温暖化戦略的対応体制確立事業	生産量・品質の回復・安定	地球温暖化の農業への影響を回避等するための全国的な推進体制の確立等に資する ①温暖化適応策に係る現地情報（500件以上）の収集及び分析 ②温暖化適応策に係る情報（100件以上）の提供 ③専門家からなるサポートチームによる現地調査・助言指導等の実施（3地区以上）

別表第2（第5の4関係） 温暖化対策事業（全国推進事業）の支出対象費目

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、原則3社以上の見積書やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な通信、運送等の経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費 借り上げた機器の保守・点検費を含む。	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の旅費の経費	

謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体が雇用する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 事業実施主体内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う事業主負担分の経費	

	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	
--	-----	-------------------------------	--

上記の経費であっても以下の場合にあっては、補助対象経費として認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償（実費相当額を超える額）で配布した場合。
2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル。